

パブリックコメントを実施します

市では、市の施策などの策定過程における公正の確保と透明性の向上を図り、市民のみなさんの市政への参画を促進するため、パブリックコメント（意見公募手続）を実施しています。今回、以下の2案について実施します。多くのみなさんのご意見をお待ちしています。

男女共同参画を推進する条例(案)に対する意見

募集期間	12月26日(月)まで
閲覧場所	市役所(人権推進課)、ウェルス幸手(情報コーナー)、各公民館(閉庁日、各休館日を除く)、市ホームページ
対象	市内在住・在勤・在学の人 この案に利害関係のある人
提出方法	各閲覧場所、市ホームページの応募用紙に必要事項を記入の上、人権推進課へ郵送(〒340-0192 幸手市東4-6-8)、FAX、メール(jinken@city.satte.lg.jp)または直接持参

問合せ 人権推進課
☎(43) 1111 内線 162・FAX(44) 0257

幸手市公共施設等総合管理計画(素案)に対する意見

募集期間	12月22日(木)～平成29年1月25日(水)
閲覧場所	市役所(政策調整課)、ウェルス幸手(情報コーナー)、各公民館(閉庁日、各休館日を除く)、市ホームページ
対象	市内在住・在勤・在学の人 この素案に利害関係のある人
提出方法	各閲覧場所、市ホームページの応募用紙に必要事項を記入の上、政策調整課へ郵送(〒340-0192 幸手市東4-6-8)、FAX、メール(seisaku@city.satte.lg.jp)または直接持参

問合せ 政策調整課
☎(43) 1111 内線 242・FAX(43) 3783

冬の交通事故防止運動 12月1日～14日

重点項目 || 高齢者の交通事故防止 | 自転車の安全利用の推進 | 飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止

飲酒運転を根絶しましょう！

全国では、飲酒運転が原因となった悲惨な交通事故が相次ぎ発生し、年末を控え、さらに飲酒運転に起因する交通事故の発生が懸念されます。

県内では、10月末現在、飲酒運転により1人の尊い命が犠牲になっており、飲酒運転で検挙された人は800人を超え、その大多数の運転者が逮捕されるなど、悲惨な結果を招いています。

飲酒運転は、自分自身はもちろん、周りの人たちの人生をも変えてしまいます。「あのとき運転しなければ良かった」と、過去を悔やむことはできても、過去をもう一度やり直すことはできません。飲酒運転による代償の大きさについて、改めて考えていただくようお願いします。

高齢者の交通事故が多発しています！

県内では、交通事故死者数の約5割を65歳以上の高齢者が占めています。

家庭や地域が一体となって、高齢者を交通事故から守りましょう。

- ・高齢者の交通事故を防止するため、高齢者自身が身を守り、交通事故に遭わないよう心がけましょう。
- ・高齢者のいるご家族の人は、事故に遭わないよう声をかけ、また、車を運転する人は運転中に高齢者を見かけたら、高齢者を気遣った思いやりのある運転を心がけましょう。

飲酒運転は犯罪！

酒酔い運転は5年以下の懲役
または100万円以下の罰金！



問合せ 幸手警察署 ☎(42) 0110

人権それは愛

同和問題の解決について考える

毎年12月4日から10日までは「人権尊重社会をめざす
県民運動強調週間」です。

国では、世界人権宣言が国際連合総会で採択された
1948年12月10日を記念して、毎年12月4日から10
日までを人権週間と定めています。

我が国の歴史的経緯の過程
で形作られた身分的差別に
よって、一部の人が長い間、
経済的、社会的、文化的に不
当な扱いを受けてきました。

これらの人々が、身元調査
やインターネット上の心無い
書き込みなどによって、結婚を
反対されたり、就職や日常生
活の上でさまざまな差別を受
けるという、重大な人権問題
が「同和問題」です。

今年に入ってから、全国
の同和地区所在地などに
ついてのインターネット上の書
込みや掲載のほか、書籍を出
版するといった事件が発生し
ています。

これらの行為は、これまで
の同和問題の解決に向けた取
り組みを妨げる決して許され
ないものです。

こうした中で、部落差別の
解消に向けて、国や地方自治
体に対し、相談体制の充実や
差別の実態調査などに取り組
むことを求める法案が5月の
国会で提出されましたが、会
期中での法案成立には至らず
継続審議となっています。

同和問題の解決には、私た
ち一人ひとりが、同和問題に
ついて正しい理解と認識を深
め、自らの意識を見つめ直し
ていくことが必要ではないで
しょうか？

「みんなで築こう 人権の世紀」 - 考えよう 相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心 -

人権相談所開設のお知らせ

と き 12月8日(木)午前10時～午後3時

ところ 市役所第二庁舎2階第1会議室

相談担当者 人権擁護委員

内 容 ・虐待やいじめなどの子どもの人権
・離婚などの家庭内のもめごと
・騒音やいやがらせなどの近隣とのトラブル
・同和問題
・職場や家庭における男女差別などの相談など

この相談日のほか、市では毎月第2木曜日、さいたま地方法務局久喜支局[久喜市本町4丁目5番28号☎(21)0215]では毎週月曜・木曜日(午前9時～午後4時)にも、随時ご相談をお受けしていますのでご利用ください。

問合せ 人権推進課☎(43)1111 内線 162・FAX(44)0257

社会保険料控除の所得申告参考資料の郵送

平成28年中に納付した国民健康保険税、65歳以上の介護保険料、後期高齢者医療保険料は、平成28年分の所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、「社会保険料控除」の対象となります。平成29年1月下旬に「所得申告参考資料」を郵送しますので、ご利用ください。

なお、65歳以上の人は、普通徴収(納付書・口座振替による納付)の人にはのみ郵送します。特別徴収(年金天引きによる納付)の人は、平成29年1月下旬に日本年金機構などから郵送される「公的年金の源泉徴収票」をご利用ください。

問合せ ○国民健康保険税について

納税課☎(43)1111 内線 152・FAX(43)1125

○介護保険料について

介護福祉課☎(42)8444・FAX(43)5600

○後期高齢者医療保険料について

保険年金課☎(43)1111 内線 147・FAX(43)1125

※公的年金の源泉徴収票について

ねんきんダイヤル☎0570(05)1165

障害者控除対象者認定書の交付

要介護認定を受けている人は、申請をすることで「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

この認定書は、所得税確定申告、市・県民税の所得申告の際に、本人またはその扶養者の申告資料としてご利用ください。

受 付 平成29年1月4日(水)から

対 象 65歳以上で要介護1～5の認定を受けている人

※身体障害者手帳などを取得している人を除く

申 請 申請書に必要事項を記入の上、直接介護福祉課へ

※申請書は介護福祉課で配布

※所得税、市・県民税が非課税の人は申請不要

問合せ 介護福祉課☎(42)8444・FAX(43)5600